

グローバル経済下のイスラム金融経済研究¹

三 木 敏 夫

目 次

はじめに

1. イスラム金融とマイクロ・ファイナンス
2. 利子（リバー）禁止と融資先制限
3. 社会銀行としてのグラミン銀行
4. イスラム共同体に根ざした金融経済
5. イスラム金融の基本形態
6. 進展するイスラム金融の国際化
7. マレーシア金融経済のイスラム化
8. イスラム金融発展の背景と課題

おわりに

はじめに

21世紀にはいり、原油価格の高騰を背景にイスラム金融経済システムが国際的に注目を浴びている。9.11事件以降、欧米諸国とイスラム社会は深刻な対立を生んだが、国際金融経済活動面においては、イスラム金融経済は国際金融資本市場において活発な動きをみせており、イスラム・マネー（オイル・マネー）は同市場において重要な役割を担うことが期待される状況にある。イスラム金融経済の台頭は東西冷戦構造の崩壊後におけるグローバル経済化の申し子であり、極めて現代的な金融経済概念である。また、米国のイラク介入（侵略）はベトナム化の様相を呈している²。

また、アジア地域では、宗教、民族、文化、言語などの多様性³を超えて、女性の指導者を

¹ 本稿は平成19年度札幌学院大学研究促進奨励金（SGU-S07-200011-04）による研究成果の一部である。

² 米国の狙いは、イスラム・マネーの源泉であるイラクの原油であることは明々白々である。イラン・イラク戦争前イラクは石油を日量360万バレル生産していたが、現在は200万バレル/日となっている。産油能力は日量600万バレルと推計されている。またイラクはサウジアラビア、イランに次ぐ石油埋蔵量を有する。

³ アジアの多様性に食文化を加えることもある。

多く排出しているのが大きな特徴となっている。近年の経済発展により、女性の社会進出と高等教育への進学が高まっている。1985年以降の東アジアの経済発展を牽引したのは、日本やアジアNIEsなどによる直接投資（foreign direct investment, FDI）によるところが大きいが、この経済発展を低賃金で底辺を支えたのが女性の社会進出であった。労働集約産業である日系セット・メーカを見学すれば、従業員の90%前後が20歳前後の若い女性で占められ、経済発展による東アジア社会の変化を読み取ることができる。東アジアの経済発展を支えたのは、女性であるといっても過言ではない⁴。

この結果東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations, ASEAN）の先進国であるマレーシアやタイでは女性の社会進出が活発化し、絶対的貧困層が激減した。特に世界銀行はマレーシアを発展途上国（Less Developed Countries, LDC）の中で、劇的に貧困を削減するのに成功したと絶賛した。これに対して南アジアに位置するバングラデシュなどでは依然として貧困にあえぐ女性が大半を占めている。このバングラデシュにおけるグラミン銀行（Grameen Bank）の小額融資（マイクロ・ファイナンス, micro finance）活動は女性の自立と社会進出を支え、貧困からの脱却を支援する世界的にも珍しい社会経済活動であり、マイクロ・ファイナンスは世界的な拡大をみせている。同行の成功はイスラムによるイスラム共同体（ウンマ）と大きな関係をもっていると考えられる。

さらにグローバル化した国際経済の中でイスラム金融がイスラム諸国などで急速に拡大するとともに、非イスラム国である英国やドイツなどでも活発な動きをみせ、イスラム金融商品も多様化し、イスラム・ヘッジ・ファンドもあらわれ国際化の波が著しい。日本企業も資金調達が多様化の一環としてイスラム金融を積極的に活用するところも現れている⁵。

本稿は、グラミン銀行の活動を通して無利子と融資先制限に代表されるイスラム金融経済の仕組みや理論を明らかにし、同時にマレーシア金融経済のイスラム化の進展を分析することを目的とし、グローバル化した国際経済におけるイスラム金融経済の可能性と東アジア経済発展の方向性を考察したものである。またマレーシア・サラワク州におけるブミプトラ・マイノリティ（Bumiputera Minority）の貧困問題を解決する一助を探ることも目的としている⁶。

⁴ 拙稿：「アジアの経済発展を支える女性の社会進出」『世界経済評論』2007年1月号参照。

⁵ トヨタ自動車はイオン・クレジット・サービスに続きマレーシアでイスラム債券（10億リング、約320億円）を発行し、資金調達に乗り出した（日本経済新聞2008年5月12日付け）。

⁶ 拙稿「ブミプトラ・マイノリティ」『アジア研究所所報』亜細亜大学アジア研究所第129号2007年12月15日号参照。マレーシアは1971年NEP（別称ブミプトラ政策）を開始した。ブミプトラの範疇には少数先住民が含まれている。同政策はマレーシアの経済発展とマレー人の貧困の削減と生活水準の向上で大きな役割を果たした（拙著『ASEAN先進経済論序説』現代図書2005年参照）。しかし非イスラム（ほとんどがキリスト教徒ないしアニミズム）である少数先住民とマレー人の経済格差拡大が指摘されている。

1. イスラム金融とマイクロ・ファイナンス

イスラム金融はイスラム国である中東産油国やマレーシアのみならず、欧米諸国や南アジアに拡大している。イスラム金融の概念は1970年代の石油ブーム期に始まったものであり、1975年ドバイ・イスラム銀行(Dubai Islamic Bank)が近代的で非政府機関のイスラム銀行と考えられているが、同概念の先駆的概念はインドの共同ローン(loan cooperatives)にもみられ、宗教的、倫理的思想に触発され1940年代にその萌芽をみることができる。1950年代パキスタンで小額融資によるイスラム金融を短期間経験している。それは土地所有者(地主)が無利子クレジット・ネット・ワークを形成することを狙ったものであった。

現在イスラム金融は欧州ではイスラム金融を利用して都市開発や石油開発事業の資金調達源として、インドやパキスタンではインフラ整備のための融資手段として注目を浴びている。イスラム金融を考察するにあたり、同金融形態と考えられるバングラデシュに設立されたグラミン銀行の活動から始めてみよう。

グラミン銀行の特徴は①イスラム経済思想(平等、自由と博愛)を反映したイスラム金融の一種であり、②無担保で融資をする小額融資金融機関であり、③借り手のほとんどが女性で占められ、男性会員が少なく、④1995年から外部資金に依存せず融資活動を行い、会員数は約600万人に達していることにある。これはバングラデシュ世帯の約20%がグラミン銀行となんらかの関係を持ち、貧困問題を解決するうえで成功を収めている事例として世界銀行などで紹介されている(坪井2002年, 2006年)。

同行は1974年バングラデシュ第2の都市チッタゴン郊外のジョブラ村で、ムハマト・ユヌス氏(当時チッタゴン大学経済学部教授, 2006年ノーベル平和賞受賞)が農村に居住するソフィア・ベガムさんに小額のお金を貸し付けたことに始まる。こうした小さなさやかな融資活動が1983年10月正式に政府から認可を受けた。イスラム共同体の中で経済的に困窮している者がいれば、経済的に恵まれている者が経済的困窮者を助けるのは当然と考えられている。バングラデシュ国民の90%以上がイスラムであり、同行の活動はイスラムの博愛と相互扶助倫理を反映した姿である。

また同行は無担保融資をするだけでなく、女性を対象として定期的に集会を開催し、育児、家族や社会問題を取り上げ、参加者相互で意見交換をするとともに、読み書きなどの教育活動や家計簿をつける重要性などを教える社会活動を行っている。通常5人で1グループを構

ブミボトラは宗教上一枚岩ではなく、ねじれを起こしている。半島部のオランアスリー、サバ州のカダサン族やサラワク州のダヤック族など多数の少数民族先住民が住んでおり、サラワク大学のDr. Dimbabがサラワク州ダヤック族の社会経済実態調査レポート(*Rural Livelihood: Employment, Household, Income and Poverty among Rural Iban Community* 2005年)を発表している。

成し、グループ8つで1センターを構成し、毎週定期的に集会が開催され、返済、新規融資、情報交換を行っている。この活動はイスラムの社会的連帯思想の具体化と考えられる。

加えてグラミン銀行設立者ムハマド・ユヌス氏の経営戦略も同行の成功の原動力となっていることも見逃せない。融資条件は、一般銀行と異なり、①会員であること、②5人構成のグループを形成すること、③自分の名前がかかること、④女性を対象としていることなどである。こうした条件の下、原則、最初の2人が融資を受け、毎週返済が行われていることが確認されると、次の2人が融資を受けることができる小額融資形態である。不動産などの担保を取らない代わりに連帯責任制による担保制を取っている。

また借り手は無担保で融資を受ける代わりにグループでメンバーが借りた融資額を保証し、借りた資金を使って事業に投資し、投資した事業の収益や配当から融資額を返済していく、独特な貸付方式（プロジェクト融資）をとっている。投資したプロジェクトの収益から返済する（ユニット投資システム）のはイスラム金融の特徴であり、クルアーン⁷では商取引において利益・利潤を増やすことを奨励している。

グラミン銀行の経営方針をみると、人はどんなに貧しくても信用を受ける権利を有し、信用をもとに生活を改善する意欲を持つと考えるところにある。この考えはムハマドが7世紀にイスラムをおこし、布教した理想の世界とされる赤貧で平等な社会を目指す宗教観を基軸としたイスラム共同体の実現にほかならない。イスラム原理主義者の理想は、差別のない公平な社会であったとするムハマドの時代、7世紀に回帰することにある。9.11事件以降、世間一般でいわれているようにテロ活動とイスラムは直接に結びつかないものであり、イスラムは絶対的帰依、平安と平和を意味する。

一般金融機関は融資により利子を稼ぎ、資本主義経済システムにおける中核的経済活動を営んでいる。また貧しければ銀行は見向きもしないのが、資本主義金融システムの本質でもある。儲かる事業に融資し、利子を稼ぎ、利潤を獲得する行為が一般銀行の経営である。これに対してグラミン銀行は無担保でお金を借りることができない人達を融資対象とした、少額貸し付けを重視する銀行としての活動のほか、女性の社会的地位の向上を図る一種の社会福祉活動を行う国際的に珍しい金融機関である。アジアではバングラデシュのほかにネパールや中国などでてがけられている⁸。

⁷一般的にコーランといわれるが、クルアーンはアラビア語の発音に近い表記である。

⁸マイクロ・ファイナンス機関としてSEWA銀行（インド）、ソリダリオ銀行（ボリビア）、SFDP（ネパール）、BAAC（タイ）など多数が活動している。また、2003年に設立された米国のマイクロ・ファイナンス・インターナショナル社は、中南米系低所得者移民層への小口金融を手がけており、世界銀行グループの国際金融公社（IFC）が貧困削減活動を評価し、2007年春出資を決定したように、イスラム諸国に限定されることなく、貧困層救済のための融資機関として、世界的な広がりをみせている。

バングラデシュはイスラムの国であるとともにLDCであり、1日1ドル以下で生活する人口比率は、36% (2000年 世界銀行レポート)、2ドル以下が82.8% (同) である。この貧しさに苦しめられているのがバングラデシュ国民であり、他のアジア諸国と同様にとりわけ男子の出生が好まれる社会習慣から女性である。女性は一般社会と遮断された家族という小さな社会に押し込められて一生を送り、教育を受ける機会もほとんどない。女性は貧困であるが故「知る、学ぶ」という人間の基本的な喜びさえ経験することが生涯を通してほとんど経験できない。家族という小さな限定された世界で一生を終わる。これに対して同じイスラム国であるマレーシア及びサウジアラビアにおける大卒女性の比率は、それぞれ70%、58%と高く⁹、女性を対象とした市場が形成され、女性の社会進出と女性解放の動きが顕著である。こうした女性の貧困及び教育状態から開放し、人権と自由を確立するための活動を行っているのが社会銀行 (Social Bank) としてのグラミン銀行である。

2. 利子 (リバー) 禁止と融資先制限

グラミン銀行は冒頭でイスラム金融経済の一形態であると紹介したが、正式にはグラミン銀行法により設立された非営利機関 (Non Profit Organization, NPO) である。しかしバングラデシュがイスラムを信じるイスラムの国である限り、同行は自由、平等、博愛の精神であるイスラム共同体思想を反映したイスラム経済に包含された金融機関と考えるのが自然である。

イスラム金融の二大特徴はクルアーンの教えに従い、原則、リバー (riba) をとることができない¹⁰ と同時に禁止された事項が関係したプロジェクトへの融資を制限¹¹ していることである。ただイスラム諸国の間でシャリーアに関して統一的な見解はなく、各国で解釈が異なっていることに注意を払う必要がある。また歴史を振り返り、イスラム社会において利子禁止が実現した時代は存在せず、無利子を前提に打ち出したイスラム金融は極めて現代的な経済概念であることに注意を払う必要がある。

イスラムでは商業活動は奨励されるが、利子をとることは許されない。「イスラムは資本主義のようにあらゆる種類の利潤が許される立場はとらず、人が財産を利用して富を増やすことに無制約の許可を与えているわけではない……利子による利潤のようなある種の利潤を禁

⁹ 拙著『ASEAN 先進経済論序説』及び朝日新聞 (夕刊) 2008年3月27日付け。イスラム諸国における女性の高学歴化と社会進出が進んでおり、朝日新聞ではイスラム戒律が厳しいワッハーブ派のサウジアラビア社会の変化を紹介している。

¹⁰ イスラム金融を定義すれば、クルアーン (シャリーア) の教えに従いイスラム共同体 (相互扶助) を前提とした「無利子」によるイスラムの金融活動である。

¹¹ アルコール、豚やポルノグラフィーなどに関係したプロジェクトへの融資は禁止されている。

止する一方で、商業利潤のような類の利潤を認めている（サドル pp 94-95）。禁止された行為はハラムである（表 1-2 参照）。さらに、イスラム経済で禁止されている経済活動はリバーだけではなく、不確実性（gharar）や投機（maysir）が禁止されている（表 1-2 と表 1-3 参照）。ところが、グラミン銀行は金利をとって融資活動を行っており、この融資形態をどのようにイスラム金融経済との整合性を求めればよいのか、といった問題が残る。

イスラム金融においてはリバー禁止に従い「リバー」をとる方法として①債務の担保として不動産を提供し、債権者にその用益権を付与し、その用益権を「利息」とする方法、②二重売買による方法すなわち債務者が債権者に現金で奴隷を売却し、前者は即時に、後者から将来の日付で支払う金額で買って買い戻し、この取引の売買代金の差額を「利息」としてとる方法が行われている。このように一般的な経済活動による「報酬」は、用語を「利子」から「配当」ないし「営業手数料（commission）」と名称を変え（図 1-1 参照）て、イスラム

表 1-1 クルアーンにおける利子禁止の記述箇所

2 章 275 節	アッラーは、商売はお許しになった、だが利息取りは禁じ給うた。
3 章 130 節	汝ら、信徒の者、2 倍をまた 2 倍にした利息を食らったりしてはならぬぞ。
30 章 39 節	お前たち、他人の財産で得とろうとして利息つき貸し付けしても、そのようなものはアッラーのもとでは全然殖えはせぬ。

注) この外に第 2 章牝牛の 276 節、277 節、278 節、279 節、280 節、281 節に利子禁止が記述されている。

出所：井筒訳『コーラン 上中下』岩波文庫

表 1-2 クルアーンで禁止された事項

人を酔わせるもの（酒）、豚肉、たばこ、賭博、音楽娯楽機器、絵画・像、非道徳的写真付きマガジン、ポルノグラフィ、非道徳的歌テープ・映画、投機的取引、所有しないものの取引、不確実な所得、知り得ない未来の利益など。
--

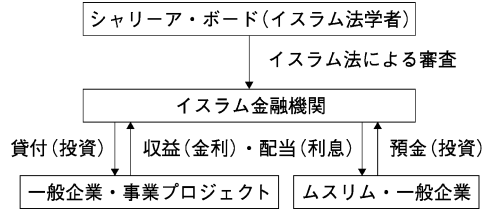
出所：井筒訳『コーラン 上中下』岩波文庫や Shaikh Saalih bin Fawzaan Al-Fawzaan, *Forbidden Business Transactions*, Al-Manhaj E-Books などから作成。

表 1-3 資本の集中と退蔵を禁止するイスラム経済

労働の市場商品性の否定、労働成果の帰属集中の排除、土地の私的所有制限による集中の排除、貨幣の自己増殖性の否定、貨幣の退蔵の排除、資本と労働の同質的把握、資本の物質性による直接的労働への従属など
--

出所：ムハンマド・パークルツ・サドル（黒田訳）：『イスラム経済論』未知谷 1993 年から作成。

図1-1 イスラム金融の基本概念



注) マレーシアではバンク・ネガラ (BNM) 内にシャリーア・アドバイザー会議と証券委員会内のシャリーア委員会が設けられ、両機関が協力して融資がクルアーンの教えに適合しているかどうか審査する。審査期間は3-4カ月を必要とする。

発生前(ジャーヒーリア¹²)から慣習的なものとしてアラビア半島において一般的に正当化されている。「利子」を「利子」と呼ばずに解釈と呼称を変えて「利子」をとるところにイスラム金融の知恵と巧みさを見出すことができる。その好例がグラミン銀行にほかならない。

イスラムはセム族一神教によるアッラー(唯一神)に対する絶対的の帰依を意味し、人間の享乐的な生き方を否定した宗教であり、ムスリム(muslim)¹³の経済活動はイスラムの一部を構成し、切り離すことができない。このためイスラム金融経済は、古典派や新古典派経済学のように「エレガント」に「体系」化されていないが、クルアーンの教えは宗教事項だけに限定されることなく、広範囲にムスリムの社会規範が規定されており、イスラム法(シャリーア¹⁴)に基づき経済活動もその正当性が判断される。すなわちクルアーンの教え=イスラム法であり、イスラム経済は宗教を軸としたイスラム共同体における「宗教に埋め込まれた経済」であり、時間の経過により発生する利子より、等価交換による実物経済と労働を重視するところにその特徴を持っている。

バングラデシュ・ムスリムの経済活動もクルアーンの教えから逸脱することはできず、それ故グラミン銀行もイスラムの影響を大きく受けた経済活動であることは否定できない事実であり、この点をしっかりと認識する必要がある。

クルアーンにおいて利子を禁止している文章は少なく、表1-1の通り数箇所過ぎない。この中で「2倍または2倍にした利息を食らったりしてはならぬぞ」を重視し、イスラム法では不労所得である「高利(usury)」を取ることを禁止しているが、「まだとどこおっている利息は帳消しにせよ」とあるように、「高利」ではない「利子一般」をとることは禁止され

¹² イスラム発生前をイスラムでは多神教や偶像崇拜が行われていた野蛮な時代としてこのように呼ぶ。

¹³ イスラム信徒の呼称。

¹⁴ イスラム法は宗教法であり、クルアーンをもとに①シャリーア(義務行為、奨励される行為、許容される行為、嫌われる行為、禁止行為に関係する判断基準)、②カーヌーン(国家が定める法)、③ウルフ(習慣法)に分かれる。

ていないと解釈されている。クルアーンではモノの売買における利益は「アッラーは商売をお許しになった」とし、適切なマーク・アップ (mark-up) 率をのせた取引を促進し、利益・利潤を生み出すことを積極的に認め、奨励している。

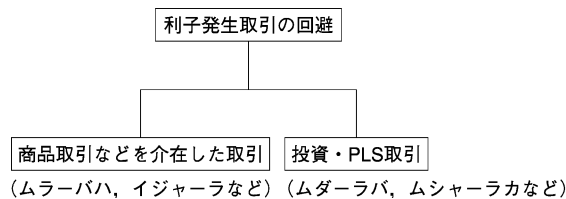
クルアーンの利子禁止はムハammadがイスラムを布教し始めたころ、アラビア半島において高利により、土地や家屋を奪われた人々が奴隷化することを防ぐために禁止したものであり、当時としてムハammadの教えはアラブ社会を改革する革新的なものであった¹⁵。

現実的にイスラム諸国の銀行業務は欧米諸国のそれと用語や解釈が異なるが、資本主義金融システムと同じ概念であり、私的所有を前提とした市場経済を肯定している。イスラムにおける私的所有は「あらゆる所有権、権利は、所有者の生存期間期間中に限定されており、無限に引き延ばされることは許されない (サドル p 323)」点が、資本主義における私的所有の概念と異なる。

さらに欧米諸国の金融と大きく異なるのが、イスラム法＝シャリーアに照らして判断するイスラム法学者が金融活動を行う際必ず介入し、是非を判断することである。シャリーアはムスリムの全ての生活様式を支配する規範であり、経済だけを取り出すことはできない。イスラム法学者がシャリーアに従い、融資（投資）が適切かどうか判断する。クルアーンで禁止されている賭博、ポルノグラフィ、豚、ホテルやレストランなどに関係したプロジェクトに融資（投資）を行うことはできない (表 1-2 参照)。

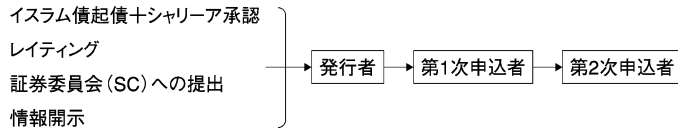
イスラム金融の基本的概念は図 1-1、図 1-2 と図 1-3 の通りであり、利益損失シェアリング (profit and loss sharing, PLS) とマーク・アップ率からなる代表的なイスラム金融形態として①ムダーラバ (Mudharabah 共同投資による利益シェアリング)、②ムシャラカ (Musarakah 株式などの PLS)、③ムラーバハ (Murabahah マーク・アップ率による割賦販売)、④タカフル (Takafuru 相互扶助行為を意味する損害保険)、⑤スクーク (Sukuk,

図 1-2 イスラム金融取引の概略



¹⁵ クルアーンには先行啓典の内容を「取り消す」概念がある。すなわち「我々はどの説を取り消しても、また、忘れさせても、それよりも良いものか同等のものを与える。アッラーは全ての事に関して全能」とある。

図1-3 マレーシアのイスラム債券起債過程



注1) イスラム債起債過程への参加者は管財人、会計士、レーティング機関、調整者、複数のシャリーア・アドバイザー、担当ワーキング・グループ、弁護士などであり、シャリーア・ボードを構成し、起債する場合シャリーア・ボードの承認を前提とする。

注2) イスラム債券発行までの事務処理時間は3から4か月を必要とする。

出所：Bank Islam Malaysia Bhd., *Islamic Securities*, Kota Kinabalu, Sabah 2006年5月11日セミナー配布資料から筆者作成

イスラム債券), ⑥イジャラ (Ijarah リース) などがある。イスラム金融で国際的な注目を浴びているのがスクークである。

* イスラム銀行の預金形態

イスラム銀行の預金システムには一般銀行と同様に当座預金、普通預金と定期預金がある。

- ① 一般銀行の当座預金に相当し、利息がつかず、小切手を使う。
- ② 一般銀行の普通預金に該当し、利息はつかず、安全目的で銀行に預金する。
- ③ 一般銀行の定期預金に類似した配当預金システム(ユニット投資プラン、図1-1及び図1-2の参照)であり、利息システムではなく、利用する預金者は特定取引期間中維持した有効平均残高を基礎に比例配分された利益を受け取る。利益は利息ではなく、集められた資金がさまざまな事業種へと貸し出され、その事業からあがる利益として配当されたものである。預金者は銀行との共同投資家である。最低預金期間は6ヶ月であり、投資した事業が失敗することもあり、この場合預金者は銀行と一緒に損失を分担しなければならない。

現実のイスラム金融は「利子」を「利子」でないと解釈し、マーク・アップ率をもとにした貸し手と借り手による共同事業による PLS 契約であり、「配当」や「営業手数料」と用語を変えているに過ぎず、実際には西欧及び日本で行われている金融取引と変わらない融資活動を展開している。問題は融資先が制限されていることであり、利用しにくさとビジネス・チャンスに資金を調達することが難しいところにある。マレーシアでは融資が実行されるまでにシャリーア・ボードの承認などで3ないし4か月を必要としており、タイムリーな融資活動ができにくい。シャリーア・ボードの承認や融資先の制限があるため、また商品販売を行うため日本でイスラム金融が普及するためには法改正が必要になってくる。

イスラム金融では運転資金などの短期資金を調達するには適していないところがある¹⁶が、イスラム債券の出現でイスラム金融は銀行、保険、証券など金融活動全般にわたる資本金融取引を活発化することとなり、「イスラム金融デリバティブ」商品の開発を活発化させている。イスラム金融を国際化するには無利子の問題と融資先の制限問題を実態経済にあわせ、タイムリーな融資活動ができることが必要となってくる。

3. 社会銀行としてのグラミン銀行

ネパールでも約30年以上前からグラミン銀行と同じマイクロ・ファイナンスが存在するが、グラミン銀行のような成功を収めていない。現在、なぜバングラデシュで成功したかが研究されているが、成功した大きな要因の一つとして先にみたように同国がイスラムの国であることが指摘できる。同行は利子をとらず、無担保で融資活動を行っているとはいえ、融資活動がクルアーンに適合した経済活動であったことと大きく関係していたことにある。

イスラム世界の経済思想は弱者を搾取し、貧富の差を拡大する社会的不正義を防ぎ、社会的福祉を増大することにある。グラミン銀行は一般金融機関が相手にしない貧困層、低所得者などを融資対象とし、これらの層の所得向上のための事業に融資する金融活動であり、社会銀行とも呼ばれ、まさにクルアーンの経済思想を実践したものである。ムハマドがリバーを禁止したのは、リバーをとることにより、社会的福祉の向上を押しえ込み、経済的不平等を生む、と解釈しているためである。グラミン銀行はイスラム共同体の中で生まれた金融機関であり、クルアーンに反する経済活動を行っているとは考えられない。同行が利子をとるのは、マーク・アップ率とPLSを基本に、貸し手と借り手が平等に事業の収益とリスク・シェア(危険負担分配, risk share)に関与し、プロジェクトに共同参加するからにほかならない。利子は配当ないし営業手数料と呼ばれるが、資本主義経済における利子(interest)と同じ概念と理解してよい。

イスラム経済において基本的に借りたお金は所得向上のための事業に使用されることになっている。グラミン銀行の活動はまさに貧困層とりわけ女性の社会的地位の向上と進出を促す事業への金融活動であり、各種事業活動を支援するものが多い。例えばお金を借りた者はすぐに商売を始める、乳牛を購入し搾乳したミルクを売る、養鶏をはじめ卵を売る、池を掘って養魚場を始める、また街中で雑貨店を始めており、所得向上に貢献している。つまり金融機関と共同事業を展開していることを意味する。

¹⁶「後発性の利益」を主張したガーシェンクローンは、英国は工業化を短期金融(商業銀行)で、後発のフランスやドイツでは長期金融(工業銀行)が担った、としているように、資本主義が発展する過程で、融資形態にそれぞれ特徴を有している。

グラミン銀行がプロジェクトに対して融資することはクルアーンに適合したイスラムに則した行為である。融資は資金提供者(グラミン銀行)とその需要者間の契約行為(共同事業)であり、利益は事前に当事者間で取り決められ、返済時、元金に利息がうわのせされ支払われる。損失は一義的には5人の連帯責任となるが、返済を滞れば次のものが借りられないリスクを負うことになり、リスクをシェアし、リスクを回避するイスラム金融の考えを反映している。これはクルアーンにある「禁を犯して利息をとり、みな財産をくだらぬことに浪費」したことにはならない経済活動といえよう。

グラミン銀行の融資の特徴は無担保融資である。クルアーンには「一定の期限付きで貸借関係を結ぶ場合には、それを書面にし……それから男が二人、証人として立ち会うこと。男二人でないときは、男一人、女二人」に、とあるように、連帯保証(責任)を教えている。同行の無担保融資は「担保品を取っておく方がよい」とする教えを、社会的連帯責任を取るにより実現しており、ウンマの社会的連帯を具現化したイスラム経済の一形態と考えられる。資金の貸し手と借り手である当事者が利益とリスクを分担し、そこでの「利益」は当事者(グラミン銀行)の「労働」に対する「報酬(利息)」にほかならない。

グラミン銀行の活動は資金の提供のほか、集めた資金(預金)の運用と管理を行うことを労働行為であると解釈すれば、イスラム経済が重視する「労働」を基礎とする実物経済による等価交換思想を反映している。

5人で1グループを形成し、連帯責任を負うことは「宗教に埋め込まれた社会連帯」を表すイスラム共同体そのものにほかならない。イスラム共同体は宗教を基盤とした共同体であり、イスラム共同体は個人に生活の糧を提供しなければならないとされ、いわゆる経済統合を目指した欧州連合(EU)、ASEAN自由貿易協定(AFTA)、北米自由貿易協定(NAFTA)や東アジア共同体(EAC)構想などと異なる宗教共同体である。ウンマではアッラーとの契約関係において絶対的帰依が要求されるわけであるから、返済をとどめることはアッラーとの約束を履行できないことを意味し、イスラム共同体の一員ではなくなる。社会的連帯が無担保で融資しても返済率が90%以上の返済率を達成し、マイクロ・ファイナンスがバングラデシュで成功している理由ではないかと考えられる¹⁷。

確かにムスリム個人の自然発生に依拠したマイクロ・ファイナンスはグローバル化した資本主義経済の下で業績を伸ばすには限界が存在する。グラミン銀行はこの限界をNPOすなわち何らかの公的(国家)支援(資金)を利用することにより解決した¹⁸。

¹⁷ グラミン銀行における5人1グループの連帯責任制の内容は、参考資料「坪井」に詳しい。

¹⁸ イスラムの歴史を振り返れば、クルアーンとともに国家が公布する諸法令(カーヌーン)が重要な位置を占め、イスラムは国家の支援を前提としていることが理解できる。

4. イスラム共同体に根ざした金融経済

イスラム経済はイスラム共同体と密接な関係を持つ。近代のイスラム経済概念は Sarryid Abul-Ala Mawdudi（パキスタン人、1903–1979年）に始まるとされ、イスラムは一連の宗教的儀式にとどまらず人間のあらゆる次元（教育、医療、芸術、法、政治、経済など）を包含する生活様式であることを主張した（Timur Kuran, p2）。シャリーアはムスリムすべての生活様式を支配する規範であり、経済だけを取り出して議論できない。

イスラム経済はイスラム共同体＝宗教共同体に埋め込まれた経済を意味する。我々が知っている経済では個人の利己的利益・欲望を前提とした経済人を対象としている。これに対してイスラムはこの世のものはすべてアッラーの被造物であることを前提としている。「天にあるもの、地にあるものすべてはアッラーに属する。」このためイスラム経済システムはウンマにおける「公共の利益¹⁹」と結びついている。資本主義イデオロギーに埋め込まれた経済が資本主義経済（市場経済）であり、同様にイスラムに埋め込まれた金融がイスラム金融を構成している。両者の関係は東西冷戦構造下でみられた資本主義対社会主義といったイデオロギー的对立概念ではなく、資本主義に対峙するイデオロギーの敵対関係をあらわしていない²⁰。

市場経済とイスラム経済の関係は相互に密接な関係を有し、生産手段の私的所有、市場経済と競争を前提・共有している。私的所有と市場経済がイスラム経済を構成し、両者を切り離せないところに特徴がある。サドルによると複合的所有は所有に関するイスラム的原則であり、それは①私的所有、②国家的所有、③公的所有の三形態からなるとしている（サドル p174）。このようにイスラム経済は多様な所有を前提としており、同時にイスラム金融の概念は極めて現代的な経済概念である。

18世紀産業革命以来、資本主義経済は市場を核とした経済システムとして近代欧州で発展してきた。市場経済をキー・ワードとしてイスラム経済システムを考えると、西洋的歴史観と価値観に親しんでいる我々にとって違和を感じるのは事実である。しかし過去マルクス主義者（宗教）が考えた硬直的、教条的な唯物史観のように現実の経済は単純に発展をしておらず、世界各国の経済発展は想像以上に多様であり、豊穡である²¹ことは歴史書を少し紐解け

¹⁹ アッラーから与えられたもので、ウンマが集団的に共有する利益を意味する。

²⁰ ハンチントンは『文明の衝突』集英社1998年において、東西冷戦構造崩壊により、これまでのイデオロギー対立からイスラムを軸とした文明の対立の時代に入ったとした。

²¹ リチャード・バイブス（飯嶋訳）『共産主義が見た夢』ランダムハウス講談社2007年に興味深い考察が行われている。マルクス（宗教）の実践者レーニンとスターリンは「目的のためには手段を選ばない」暴力的「収奪」行為を実践し、権威主義である権力亡者の2人に振り回されたのが旧ソ連の共産主義（全体主義）体制であった。マルクス主義者が行った残忍な虐殺は山田寛著『ボル・ポト〈革命〉史』講談社選書2004年メチエ、茅沢勤『悪の三国志』講談社2004年や近著ではロビン・メレディス著（太田訳）『インド

表2 資本主義経済とイスラム経済の比較

資本主義経済	イスラム経済
人間は自己中心的である	人間は自己中心的であり、利他的である
物質が唯一の価値である	物質主義は制限され、コントロールされる
無原則的に私的所有を好む	モラルの枠組みの中での私的所有を認める

出所：筆者作成

ば、また人生を振り返れば容易に理解できる。

マックス・ウェーバーは資本主義の精神を16世紀に富裕層がプロテスタントに帰依したことに着目し、キリスト教との関係で説明を試みた。同精神は①時間は貨幣(機会費用の概念)、②貨幣は繁殖し子を生む(複利計算で増殖)、③信用は貨幣だ、にある。イスラムはキリスト教から分派した新興宗教であったことを考慮すればウェーバーの主張と共通している。イスラムと類似したプロテスタントの「禁欲倫理」が資本主義の精神を生み、公正な経済活動により、現在の欲望を抑えた結果として利子、利息が発生することを正当な経済活動として捉えた。イスラムはキリスト教と類似した「禁欲倫理」でありながら、クルアーンの教えをキリスト教と異なる方法で、社会的に具体化しようとするところにその相違がある。

小額貸し付けはグローバル化した経済の中で貧困を削減する伝統的な経済支援形態ではなく、バングラデシュにみられるようにイスラムに支えられたイスラム共同体により、個別的、直接的に貧困を削減する新しい試みである。

イスラム金融経済の概念を近代欧州の資本主義経済発展と一義的に、直線的に結びつけて考えることは欧州中心の歴史観という偏見をイスラム金融経済に持ち込み、その本質を見誤ることになってしまいます。歴史を振り返ればそこには「必然性」と理解されてきたものがかつてあった。つまり唯物史観により理論的、歴史的必然性といわれてきたが、実際は蓋然性と偶然性の積み重ねが歴史であり、人生でもある。

現在イスラム金融経済が「第三次オイル・ショック²²⁾」を契機としてイスラム・マネーの活用として脚光を浴びているのは偶然と蓋然性のなにもものでもない。

9.11 事件を契機にイスラムはテロと結び付けられ、利子を禁止したイスラム共同体として

と中国』ウェッジ2007年など多数の著書に詳しく紹介されている。

²²⁾ 2008年に入っても原油価格は高止(1バレル=約130ドル前後、2008年7月現在)りしており、国内物価は上昇傾向にある。過去のオイル・ショック時にみられた社会的混乱はみられないが、現在の原油価格の高騰を第三次オイル・ショックと呼ぶことができ、持続的高止まりと投機が特徴である。高騰は非可逆的である。

市場経済の対立概念とした特異な金融経済と考えられがちである。しかしイスラム金融経済が現実的なものとして考えられ始めたのは近代、即ち 19 世紀以降のことであり、現実的に動き出したのは 1989 年の東西冷戦構造崩壊後であり、極めて現代的な経済現象である。それまでイスラム金融経済の明確な仕組みはなかったといえよう。

重要なことはイスラム金融経済システムは欧米諸国と比較して経済の発展では遅れを取ったとはいえ封建制の中で資本主義市場経済（市場と競争そして利潤追求）を育ててきたことは確かであり、今日のグローバル化した国際金融システムと矛盾するものではない。

また利子禁止はイスラムに固有なものではない。中世キリスト教においても利子は生産的努力によらない不労所得であるとみなし、他の宗教と同様に利子は嫌悪され、禁止されてきた。宗教的に「不労所得」と「搾取」の概念が結びつき、不等価交換が利子を生むと考え、利子より淨財（ザカート、ワクフ、チャリティ、ドネーションなど）が好まれてきた。シェークスピアのベニスの商人シャイロックを思い浮かべれば十分である。またイスラムはリカードやマルクスなどと同様に富の源泉を労働におき、時間の経過により生まれる利子を他の宗教と同様に忌み、嫌ったにほかならない。

敬虔なムスリムはクルアーンの教えに従い利子を取らないが、工夫を凝らし、イスラム金融デリバティブともいえる商品（ムダーラバ、ムダーハバ、ムシャーラカ、スクークなど）を開発し、グローバル資本主義経済システムに新しい金融概念を提供しているといえる。自動車販売におけるリースと残存価格の買い取り方式は車の所有権の問題を残すが、ムダーハバと類似した金融取引である。

グラミン銀行が利子を取るからといってイスラム金融経済ではないと断定するのは表層的である。イスラム経済観は「博愛倫理」に基づき、同心的共同体内部で発展してきたものであり、博愛的扶助義務をあらわしている。即ち①無対価での使用、賃借、利子なしの金銭貸借、②富者の貧者への援助、③隣人のための無償労働である。博愛倫理が根底をなし、その結果として①ザカート（喜捨）、ワクフ（寄贈）²³、②利子禁止という経済倫理が生まれてきたと考えるのが自然であり、イスラム金融が利子を禁止しているのではなく、イスラム経済観に沿った合理的な金融商品として利子が名称を変えているにすぎない。

またイスラムは自由、平等、博愛の普遍性を持つものである。クルアーンでは「宗教に強制があってはならない」とし、信仰に対する個人の自由を確認することができる。また「われは一人の男と一人の女からあなた方を作り、種族と部族に分けた。これはあなた方を互いに知り合いにさせるためである」とあり、ムスリムの「平等」性をあらわしている。さらに「信者達は兄弟である。だからあなた方は兄弟間の融和を図る」とし、イスラムの社会連帯

²³ イスラム経済の中心は、ザカートとワクフそして無利子融資活動にある。

をあらわしている。

イスラム社会は経済成果による格差が生じることは不可避と考え貧富の差を容認している。しかし貧富の差を放任していない。富者は貧者救済のためにザカートやワクフにより所得の公正を再分配する。無利子概念はイスラムが掲げる社会を築くための象徴的なスローガンになっていることに注意を払う必要がある。

いずれにしろイスラム金融経済を検討する場合、「その細部の一々だけをとりあげるといった方法は適当ではない。利子の禁止、私的所有の容認等に関するイスラムの見解の検討といった、全般的構想の中で他の部分から切り離された個別的研究は有効ではない。またイスラム経済の総体を、この教えの他の側面、つまり社会的、政治的等の側面から切り離し、それらの諸側面が持つ相互関連性を無視して、まったく個別の独立した体系としてとりあげることとも当を得ていない。イスラム経済は、社会内部の生活のさまざまな側面を律する、イスラムの普遍的な形態の中で捉えなければならないのである(サドル p 38)。」

5. イスラム金融の基本形態

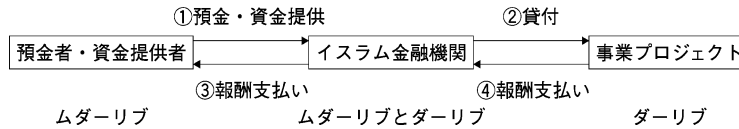
イスラム経済の基本的特徴は①私的所有の擁護、②市場原理の容認、③商業活動による利潤追求、④実物経済の奨励、⑤労働に基礎をおくところにある。市場経済を前提とした経済システムの中で、利子を禁止していることに特異な特徴を持っている。このため利子経済が当然となっている現行の国際金融経済秩序にとってすくなからず戸惑いがあることは事実である。

イスラムでは金利を伴う金銭消費貸借を禁止しているため、実物資産の取引を通し、利子ではなく(実質的に利子であるが)、資金の借り手と貸し手が利益と損失をシェアする① PLS と②マーク・アップ率方式による融資活動が一般的である。我々の日常的な金融取引の中にイスラム金融形態を見出すことは容易である。特にイスラム金融では融資によるリスクを回避することに敏感である。イスラム金融概念は商品取引から発生している。具体的には売り手が800円で仕入れた商品を買い手に1,000円で売却する。商品の買い手は一定期間内に購入代金1,000円を支払い、その支払いが完了すると同時に商品の所有権が売り手から買い手に移り、商品売却益200円が発生し、金利の発生を防ぐことになる。商品の売買による利潤の獲得はクルアーンの教えにかなった経済活動である。これはイスラム経済が実物経済を重視することにより、商品売買を原型として発展した代表的なイスラム金融商品の概要は次の通りである。

1) ムダーラバ

7世紀のアラビア半島における商習慣でありムダーリブ(資金提供者)が資金をダーリブ

図2 ムダーラバの仕組み



- * 多数の出資者（預金者）を集めるイスラム銀行はムダーリブであり、また、集めた資金を貸し付けるダーリブの二役を演じる。
- * イスラム銀行は資金を、利子を生む事業で運用するのではなく、利潤として受け取るように運用し、いわばイスラム銀行と資金提供者との共同事業の形態を取る。
- * 支払われる報酬は事前に取り決められる。

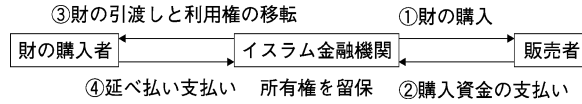
（資金運用者）に提供し、キャラバンを編成し、通商による利益をあげると、事前に合意した比率で分配した。現在の国際収支は、16世紀の大航海時代に出資者を募り、大航海で得た金銀財宝を出資者と分配するための道具として始まったといわれており、ムダーラバはこの国際収支の概念と類似したものといえよう。ムダーラバはイスラム銀行の基本的な融資活動であり、1グループ（ムダーリブ）が資金を他のグループ（ダーリブ）に信託する融資形態であり、投資信託に類似している。7世紀と同様に両者は事前に決められた率で利潤をシェアする。また前者は自分達が供出した資本を超えた損失に対して責任を有さない。この形態は中世のユダヤ人によって考え出されたものであり、イスラム独自のアイデアではない。図示すると図2の通り。ムダーラバは欧米諸国の金融機関と競合せざるを得ず、変動する利子による元本保証がないにもかかわらず、どこまでムスリムから預金を獲得できるかに問題点を抱えている。プロジェクトの管理運営（management）はイスラム銀行が行うのではなく、融資を受けたダーリブが行う。

「ムダーラバの契約が無効となった場合、利潤の所有権を資金の所有者に与え、労働者には所有権も、所有権の共有も認められない。……物資が以前からの所有権によってすでに所有されているものである限り、労力が（所有権の）分与を受けることはない（サドル p155）」

2) ムラーバハ

マーク・アップ率による割賦方式による資産購入のための融資形態であり、同取引はイスラム金融の80-95%占めているとみられている。この形態がイスラム金融形態の大半を占めている。最初にイスラム銀行が顧客から求められた財（商品）を購入し、マーク・アップ率により利潤と資金調達コストを上乗せして顧客に売却する、両者の間で財の受け取り（一定期間内の割賦支払いないし一括払い）を繰り延べることに合意したら、直ちに財がイスラム金融機関から顧客に手渡される。こうした解釈を加えることにより、我々が経験している元本+利子の支払いを回避する。マレーシアでは同制度を活用し、パーム油などを中東諸国に

図3 ムラーバハの仕組み



* マーク・アップ率をプラスした価格で財の購入者が延べ払い(割賦)に合意すれば直ちに財を顧客に引渡し、その後、購入者は延べ払いをする。

* 延べ払いが終了するまで、財の所有権はイスラム銀行にあり、所有によるリスクをイスラム銀行がかぶることになり、財の顧客は財の劣化に伴うリスクを回避する。

輸出するのに利用している²⁴。

〈マレーシアのケース〉

マレーシアではこの形態をイスティスナ (Istisna') と呼び、耐久消費財や不動産などの資産購入するときによく利用されている。住宅購入ローンが代表的な金融商品である。例えば、住宅を購入する場合、購入者は金融機関(業者)との住宅購入合意の下、金融コスト+マージン(適正利潤)を上乗せされた住宅販売価格で住宅購入資金の融資を受ける形態である。

イスラム経済は現物経済を重視するので金融機関が住宅の所有権を保有するが、イスティスナによる融資が行われると住宅の使用権がローン利用者に移る。ローンの支払いは金融機関との契約により、一定期間内に一括支払わないし分割支払い(割賦)である。ローンの支払い義務は覚書(note)ないし債券(bond)として、一般的に中期イスラム証券 (Islamic Securities, IS) 化される。

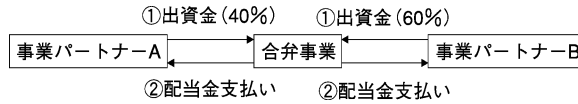
言葉をかえていえばこの融資形態は資産購入のための中期的な融資形態であり、金融業者が住宅購入資金を購入者に代わって前払いをしたと考えることにより、利子の支払いを理論上回避する融資形態である。住宅購入、購入資金の調達と融資が同時に行われることにより、イスラム経済の現物経済原則に基づく無利子融資であるとするものである。マレーシアにおける金融のイスラム化の進展は本稿の後半で論じる。

3) ムシャーラカ

ムダーラバを組織的な共同投資形態にしたもので、株式と類似したものである。特にプロジェクト・ファイナンスに向いているといわれ、資本出資者と労働提供者による共同経営を意味する。資本主義経済の所有と経営の分離に近いものである。損益のシェアはムダーラバと同じであり、利益は事前に合意した配当比率でシェアされ、損失は持ち分(equity)比率に応じて負担する。プロジェクトの管理運営は一方ないし共同で行い株式会社概念に近い。

²⁴ BNM はサウジ・ホランディ銀行とコモディティ・ムラーバハ契約を行った (BNM 2007年5月7日)。

図4 ムシャーラカの仕組み



- * 合弁事業から利益が生まれれば出資比率に応じて配当金を支払う。
- * 欧米諸国の株式の概念と基本的に同じである。

5) イジャアラ

リース契約方式による融資形態であり、スクークと組み合わせられて使われることが多い。イスラム金融の基本的形態である。すなわち財の「売却+リースによる借り戻し」形態をとることにより、利子を避けることが可能になる。融資額は商業債券（commercial paper）、中期覚書ないし債券の形態で証券化される。

具体的には持ちビル（不動産）をイスラム銀行に売却した後、賃貸契約をイスラム金融機関と結び、リース料を支払い、従来通り以前の持ちビルを使用する形態である²⁵。また車を購入する際、当初リース料を支払い途中で残存価格をリース者が買い取り、所有権がディーラーから移転する販売・融資形態はイジャアラ契約の応用であり、我々の日常生活の中で、イスラム金融の発想が生かされている。

図5 イジャアラの仕組み



- * 売却+リースによる借り戻し形態をとるため財の売り手と借り手が同じであることに特徴がある。
- * スクーク、ムラーバハと組み合わせられることもある。
- * リース方式による金融形態である。

6) スクーク

イスラム金融経済の原則により融資された証券形態であり、イスラム債券であり、金融上の資産持分に対する請求権をあらわすイスラム証券である。即ちスクークはイスラム法を遵守する有価証券と定義でき、またイスラム金融で重要な位置を占める金融商品である。

²⁵ 三菱ふそう社は同社の販売店の資産（店舗、不動産など）をセキュアード・キャピタル・ジャパン社に1,500億円程度で売却したが、すぐに三菱ふそう社はリース料を支払い、売却資産を利用して営業活動を続けている（日本経済新聞2007年6月28日付け）。こうした取引はよくみられ、買い戻し契約を盛り込むこともある。

現在国際金融市場で産油国に貯まったイスラム・マネーを活用する方法として注目されている。

中世に遠隔地金融上の資産は、有形(家賃収入が期待できるオフィスや家屋)、無形を問わず、将来的に金銭的収入が期待できる債券を意味する。我々の信託証券、有価証券、受益証券に類似したものである。また小切手に類似した概念でもあり、中洋の商人として北アフリカから中東地域にいたる広範囲な商活動を活発に行うことを可能とした。

イスラム債券の発行はいつ始まったのか明確ではないが、1983年マレーシアがイスラム金融法 (Islamic Banking Act) を制定し、マレーシア・イスラム銀行 (Bank Islam Malaysia Bhd, BIMB) を設立し、1990年にイスラム会社債を発行して、その後活発になった。

イスラム金融機関の会計・監査機構 (Accounting and Auditing Organization for Islamic Finance Institutes, AAOIFI)²⁶ によるスクークの定義は、実物資産を証券化し、発行し、スクーク保有者は持ち分に応じて資産を共有し、収益配分を受け取る権利を有する、となっている。これは日本でも不動産市場の活性化のため不動産の証券化が行われており、また、サブプライム・ローン問題も証券化にあったことを想起すれば、我々の身近な金融手段であることが理解できる。

AAOIFIによるスクークの分類として次のものがあり、イスラム経済の基本である実物経済を基礎とし、時間の経過による利子発生を避けた金融商品である。

〈スクークの種類〉

担保付きリース型、収益配当型、担保付きリース収益配当型、サービス財産型、将来の販売代金対象型、建設業者・開発業者・製造業者の製品・物件の完成後引き渡し前提型、転売収益型、共同事業出資型、投資信託型、代理人委託型、農産物生産委託型、果実生産委託型など。

国際スクーク市場は現在180億ドル程度の中規模市場であるが、国内スクーク市場を含めれば560億ドル以上にのぼると推計され、年率40%で成長している (BNM 2007年6月22日付け)。同市場の大きな特徴はイスラム金融機関のみならず一般金融機関がスクーク発行の48% (2005年) を占めていることである。

スクークはムダーラバ、ムシャラカやイジャラと組み合わせられた資金調達手段である。特に多額の資金を必要とするインフラ開発にとって重要な位置を占める。アジア地域では向こう5年間でインフラ開発に1兆ドル、中東地域で5000億ドル (BNM 2007年6月22日付

²⁶ 29カ国121のイスラム金融機関が参加し、1991年に設立され、毎年、イスラム金融に対する会計・監査基準のガイドラインを発表している。

け) 必要であると積算されており, これらインフラ開発のための資金調方法としてスクークがある。

スクーク市場が発達しているのはマレーシア市場であり, 世界スクーク市場の 62% を占め, 2001 年から 2006 年の間で年率 17% の成長を記録した (BNM 2008 年 1 月 15 日, 2008 年 2 月 6 日)。マレーシア政府は中東イスラム諸国との経済関係を強化しており, この関係を「新しいシルク・ロード (New Silk Road)」と呼んでいる。マレーシアの第 9 次経済計画の目玉プロジェクトであるジョホール州イスカンダル地域の開発のためイスラム金融の活用を計画している。

またマレーシアの一般銀行が一般口座とイスラム口座の二重金融勘定窓口を導入, 1994 年イスラム金融市場を開設し, イスラム抵当債券をイスラム諸国で初めて発行している。加えて 1994 年ムダーラバ債券が BIMB から住宅購入のための住宅ローンとして発行するなど中東地域よりマレーシアにおいてスクークが活用されている²⁷。同債券は企業の格付けに関わらず債券の発行者が資産を保有していれば起債可能であり, 中小企業 (SMEs) の資金調達にメリットがあるが, 同方式での短期資金としての運転資金を調達することは難しい。マレーシアの場合, 住宅や自動車の購入ローン²⁸, また, 農業向け貸し出しが主流であり, 製造業投資にあまり結びついていない。

また, 実物経済を前提とするイスラム経済において請求権を証券化するスクークは, イスラム経済と大きく矛盾しているものであるが, スクークは現代的経済との合理性とイスラム法との間の緊張関係の妥協の所産として生まれたものといえる。

7) タカフル

タカフルは保険を意味し, 1979 年スーダンで生まれたとされる。タカフルは「共済保険」的であり, コミュニティの「相互扶助」を目的として拠出金を支払い, 災難に遭遇した人たちはそこから「寄付金」をもらう。イスラム金融の中でタカフルはイスラム社会であまり普及していないのが現状である。特に中東地域においては逆にイスラム金融に反する経済的行為である, と批判するところもある。その理由はイスラムでは「保険は小額の保険料で, 多額の保険額を得る行為」であり, イスラムが禁じている賭博行為であると解釈される傾向に

²⁷ BNM の 2007 年 3 月 28 日のプレス・リリースで中東諸国のイスラム金融関係の発展を「新しい絹の路」と高らかに発表している。

²⁸ プミプトラ政策の一環として, マレーシア経済のイスラム化により, マレー人への低利融資の道を開いていることに注目しなければいけない。マレー人優先を進めればすすめるほどイスラムを強調せざるを得ず, 台頭するイスラム勢力との妥協の継続がアジア通貨危機時のアンワール副首相 (当時) 逮捕事件であった。同氏はイスラム青年同盟の議長を務めた。

あることが指摘できる。少額の掛け金で不慮の事故の際多額の資金を得ることは禁止された投機的行為を意味していると考えるところにある。

中東イスラム諸国においてタカフルがあまり普及していないの対して、マレーシアでは1984年タカフル法が制定され、マレーシア・タカフル社(Takaful Malaysia Bhd)が設立されイスラムの相互扶助行為としてタカフルは社会的に受け入れられ、一般化している。その理由は後述するようにマレーシア社会の特殊性を反映しているとともに、ウンマとしての社会的相互扶助が機能しやすいことが大きな理由となっている。同国のタカフルは2003年前年比14%増の10億400万リンギ(1リンギ≒33円)に達し、金融保険市場の5.4%を占めた。またタカフル資金は44億2,900万リンギ、金融資産のシェア5.6%に成長している(BNM 2004年4月30日)。

8) マイクロ・ファイナンス

最後に、グラミン銀行で考察したマイクロ・ファイナンスである。無利子銀行は、1950年代末、中東地域ではなく、パキスタンの一地方でイスラム地主から無利子の預金を集め、貧困なイスラム農民に農業改善資金として貸し付けたことに始まる。グラミン銀行ときっかけは同じである。ただ無利子であるが、運営経費のための小額の営業手数料は徴収していた。しかし無利子のため継続的預金者があられわず、頓挫してしまった。この現代版がグラミン銀行といえる。

イスラム金融におけるマイクロ・ファイナンスの位置付について、1997年2月、ヒラリー・クリントンがマイクロ・ファイナンス・サミットで議長を務め、「社会に草の根基金を樹立し、貧富の差を縮めるために、イスラム銀行は長期プロジェクトに投資することによって、経済に向けての倫理的、社会的責任をもち、イスラム銀行はそれを必要とする女性群や貧者に対する挑戦に値する資源を意味する(Ibrahim p146)」と語った。

一般的にLDCへの援助はプロジェクト型(箱物)であり、ばらまき方式が主流をめている。これに対してマイクロ・ファイナンス方式は個別に女性の自立を促し、貧困を削減する新しい援助形態を提供している。個別型に転換することにより、貧困を削減するための、個々の潜在能力を引き出す新しい形の援助形態と試みと評価できよう²⁹。

²⁹ マレーシアにおける少数民族は、共同体意識が根強いので、マイクロ・ファイナンス方式により個々の能力と自立心を引き出すことは、プミボトラ・マイノリティとマレー人の経済格差を縮める可能を持っている。

6. 進展するイスラム金融の国際化

これまで考察してきた通り、イスラム経済は市場経済を否定するものではなく、経済活動において欧米の市場経済国と同様にリバーをとることを当然の経済的行為とみなし、「利子」を取ることに疑問などだされていない。むしろシャリーアとの整合性が重要となってくる。イスラム金融の概念は最近、特に 21 世紀に入り国際的に使われるようになった現代的概念であり、原油価格高騰により中東産油国に累積したオイル・マネーの取り込みとイスラム回帰現象と大きく結びついている。過去 6 年間でイスラム金融は目覚ましく発展し、マレーシア以外に 75 カ国以上の国に 300 近いイスラム金融機関が設立されている³⁰。

貸付金に対して一定の利息をとることを当然とする欧米諸国の経済システムとイスラム金融を区別し、融資活動においてイスラムを主張するところにその特徴がある。その運営の核心がシャリーアの制約を受けるとはいえ、その社会的金融サービス機能はイスラム銀行もなら欧米諸国のそれと異なるところはない。

イスラム金融取引についてイスラム諸国のイスラム法学者間で統一された見解がなく、イスラム諸国の国内で一般的に行われている金融形態である。こうした国際的に認知されたシャリーアによるイスラム金融形態の一つがイジャラーであり、スクークとして特にイスラム諸国による政府系ファンド（Sovereign Wealth Fund, SWF）が国際金融資本市場でその存在感を増している³¹。

イスラム国では原油などの資源の所有権は国家に帰属し、その収入の運営を行うのが一般的である。1953 年にクウェート投資庁、1977 年アラブ首長国連邦(UAE)のアブダビ投資庁が設立され、現在リビヤ投資庁が加わるとともにアジアでもシンガポールのテマセク・ホールディングが国際金融資本市場で資金の運用を行っている。SWF 系ファンドの事例は中東イスラム産油国と BRICs などの新興国に多く、次の通りである。

アブダビ投資庁、クウェート投資庁、リビヤ投資庁、サウジアラビア通貨庁³²、GIC(シンガポール)、テマセク・ホールディング(同)、中国投資有限責任公司(中国)、中央匯金投資公司(同)、香港金融管理局、政府年金基金(ノルウェー)、ロシア国家安定化基金など。

³⁰ BNM, *Governor's Speech at the Seminar on Islamic Finance - Towards Gaining Global Growth Potential of Islamic Finance* (BNM ホーム・ページ)

³¹ 2007 年表面化した米国サブプライム・ローン問題でシティ・グループはアブダビ投資庁から巨額の出資を受けた。また、中国は世界第 1 位の豊富な外貨準備高を国際金融市場で運用し、イスラム・マネーと同様にその存在感を増している。

³² 外貨準備金の運用をしている。日本は外貨準備金の大半を米国短期財務証券の購入にあてている。

また国際金融資本市場におけるイジャラ・スクーク起債の事例は次の通りである。

- ① 2002年 マレーシア政府が6億ドルを起債
- ② 2003年 1) イスラム開発銀行が4億ドルを起債
2) カタール政府が7億ドルを起債など

次に非イスラム諸国におけるイスラム債券利用の状況は次の通り³³である。

- 英 国：① 2008年、英国のアルミ精錬企業がフランスにおける事業展開のための施設建設と原材料調達のため900万ドルを調達。
② 2007年、英国投資会社とクウェート投資会社などが米国フォード社からアーストンマーチン社外周資金を調達。
- 米 国：① 2006年、メリルリンチ社とレバノンの証券会社を通して米国イースト・キャメロン社がイスラム債券を発行して設備投資資金を調達。
- インド：① HSBC アマナとクウェート・ファイナンス・ハウスがSREIのインフラ整備事業用にイスラム債券5000万ドルを発行。

2006年石油価格は60-70ドル前後から2008年には130ドル前後に高騰し、オイル・マネーの年間フローは1000億ドル以上と推定され、中東産油国を中心にドル資金が蓄積されている³⁴。中東産油国の石油収入は年間2000億ドル以上にのぼると推計されている。このイスラム・マネー=オイル・マネーを取り込むためにイスラム債券によるイスラム国際金融市場の成長は国際的な銀行、証券、保険全般にわたる国際金融資本に押し上げている。同時に英国³⁵などを含めた非イスラム諸国でもイスラム金融市場の育成・整備に積極的に取り組む欧米諸国もあり、その総資産残高は4000億ドル以上、年率15%以上で伸びている(BNM 2006年8月13日)³⁶。「イスラム金融デリバティブ商品」は国際金融資本市場で今後大きな影響を持つことになろう。

国際化するイスラム金融の発展に大きく寄与したのが1960年代に開設されエジプトの貯蓄

³³ 2008年4月3日付け日本経済新聞から作成。

³⁴ 第一次、第二次オイル・ショック時は、国際金融資本市場が十分に整備されておらず、オイル・ダラーの還流が国際的問題となったことは、記憶に新しい。

³⁵ 英国のムスリム人口は200万人以上、米国では500万人以上と推計されている。ほとんどが移民である。

³⁶ 欧米諸国の投資信託としてドイツ銀行のDWSヌール・ファンド、英国のHSBのライフ・アマナ・ペンション・ファンド、米国サトウルナ・キャピタルのアマナ・グロース・ファンドなどがある(日本経済新聞2007年3月20日付け)。

銀行 (saving bank) であり、マレーシアのイスラム巡礼基金 (タブン・ハッジ) などがあげられる。こうした流れの中で 1973 年の第一次石油危機後の 1975 年のイスラム諸国外相会議において、オイル・マネーの活用・還流を図ることを目的としてサウジアラビアにイスラム開発銀行 (Islamic Development Bank) が設立され、イスラム金融概念がイスラム諸国に拡散していくこととなる。同開発銀行はイスラムを行名に入れているがクルアーンの教えに沿ったイスラム金融機関ではなかった。むしろ第一次石油危機下で原油価格高騰により中東産油国に蓄積されたオイル・ダラーの活用・還流を目的とした一般金融機関であった。イスラム金融機関の概念はイスラムに従順であるとされる中東諸国ではなくパキスタンやマレーシアのアジア諸国でイスラム銀行の萌芽がみられた。

現在イスラム金融市場規模は 100 億ドルを超え、ダウジョーンズ・イスラム・インデックスにより示され、約 350 件にのぼるシャリーア・ファンドが参加している (BNM 2007 年 3 月 2 日)。このようにイスラム金融システムは国際化してきており、クルアーンと資本主義金融との整合性を持たせる過程にある。

イスラム金融の国際化の波はマレーシアにおいて顕著である。同国では中東イスラム諸国との貿易決済において金決済 (ゴールド・ディナール) やスクークの発行・流通市場の整備を進め、バーレーンなどの中東産油国と同様にアジアのイスラム国際金融市場のハブに成長することを目指している。この動きは後述するように 1980 年代マレー人のアイデンティティとしてのプミプトラ政策を強力に進めたマハティール前首相による、マレーシア社会のイスラム化と関連していると考えられる。

現在、マレーシアには 100%イスラム法に則した金融形態であるイスラム銀行が営業活動を行っているとともに、パキスタン、エジプトやスーダンなどでイスラム銀行が活発な営業活動を行っている。加えて 2006 年に日本国際協力銀行は国際金融市場で重要性を増すイスラム資金を活用するため、サウジアラビア、マレーシアそしてパキスタンのイスラム法学者の協力を得て「アドバイザー・ボード」を設置し、イスラム金融の検討会を発足させている。また、日本銀行が IFSB にオブザーバー参加をしているとともに東京海上日動火災保険が中東や東南アジア地域でタカフルを手掛けている。

英国³⁷でもイスラム・マネーを取り込むことに積極であり、国際的イスラム金融センターとなるために税制面 (利子であれば経費として計上でき課税など (益金処理外)、「配当」では益金処理となり課税対象) の法改正に取り組んでいる³⁸。また 2008 年 4 月日本政府は対日投

³⁷ 2012 年英国でのオリンピック開催準備にイスラム金融を利用することを計画していると伝えられる。

³⁸ 一般的に欧米諸国では、税法上、間接金融による借入金が必要経費として利益から控除されるが、配当金は利潤からの支払いとなるので法人税の対象となるとともに、配当受取人にも個人所得税が課税される。

資促進のため、海外投資家から受託した資金運用業者の運用益に対する法人税(40%)課税を見直すことになった³⁹。この見直しは国際金融市場でその存在感を増す中東産油国のオイル・マネー(イスラム・マネー)誘致を狙った措置でもある。しかし日本の金融機関がイスラム金融を積極的に取り入れていくには、商品の売買ができるように銀行法の改正を行う必要がある。

イスラム金融がさらに国際化するためには解決しなければいけない問題がある。イスラム金融を取り扱うことができる人材が不足しているとともに、シャリーアの解釈が各国まちまちであり、同金融を推し進める統一的なスタンダードが国際的に存在しないことである。現在イスラム金融サービス局(Islamic Financial Services Board, IFSB)とAAOIFIなどがイスラム金融の実践に当たっての国際スタンダードの調整と整備を進めている。基本的にイスラム銀行は①バーゼル金融監視委員会(Basel Committee on Banking Supervision)、②保険業は国際保健監視協会(International Association of Insurance Supervisors)、③証券業は国際証券コッミッション機構(International Organization of Securities Commissions)の基準を援用し、シャリーアに適合しているか判断されることになっている。

7. マレーシア金融経済のイスラム化

国際金融市場に躍り出たイスラム金融経済システムが機能し、広く国内に普及しているのがASEANの先進国マレーシアである。マレーシア政府は中東のバーレーンと競って国際イスラム金融資本市場のアジアの「ハブ」を目指している。現在マレーシアはイスラム国債(sov^{er}eign sukuk)6億ドルを成功裏に国際的に発行し、香港地域からの申し込み件数が3分の1を占めた。

近年のマレーシア社会経済におけるイスラム化の動きには目を見張るものがある⁴⁰。ASEANの先進国であるマレーシアやタイの物質的な豊かさをあらわす工業化とその経済発展過程に研究の目が奪われてしまうのは止むを得ないが、その豊かさを支える文化的、宗教的、精神的活動や社会的背景も合わせて研究対象とすることにより、東アジア経済発展の実像が明らかになることを見過ごしがちである。その重要な位置を占めているのがマレーシア社会のイスラム化である。

マレーシア経済の発展を支えたのは1980年代以降の外資主導型輸出志向工業化であったこ

³⁹ 日本経済新聞2008年4月15日付け。アラブ首長国連邦、クウェートやサウジアラビアなどのSWFによる資金運用額は、アブダビ投資庁8000億ドル、クウェート投資庁2500億ドル、リビア投資庁500億ドルにのぼると推計されている。

⁴⁰ 飛行場の待合室などの公共施設にはメッカを示した礼拝所が一般的にもうけられているが、最近メッカを示すナビが自動車につけられるようになり、イスラム化が日常生活にも確実に浸透している。

マレーシア経済発展の象徴：ツイン・タワー・ビル



出所：筆者撮影

とには異論を挟む余地は少ない。同時に経済発展のエネルギーはブミプトラ政策⁴¹に支えられたマレーシア社会のイスラム化にほかならない。この点を無視してマレーシアの経済発展を語ることはできない。特に1980年代初め政権の座についたマハティール前首相はマレー人の支持と求心力を得るためにブミプトラ政策を積極的に推し進め、マレーシア式開発独裁を開始して以来同政策とイスラム化は二人三脚となった。2000年以来国際的に急速な広がりを見せるイスラム金融の発展はマレーシアにおいてイスラム諸国以上にそのインフラ整備が進められることが期待でき、ブミプトラ政策がイスラム化過程の中でどのように変化していくのか興味を持たれる⁴²。

(1) イスラム金融制度の整備状況

イスラム金融の現代的発展は1975年設立のドバイ・イスラム銀行に始まるとされる。この

⁴¹ 拙著：『ASEAN 先進経済論序説』現代図書 2005年に詳しい。

⁴² 2008年3月実施された総選挙で野党（人民正義党、汎イスラム党（PAS）、民主行動党）が議席の三分の一以上（82議席）を占め、また5州で勝利した。マレー人社会の分裂化とブミプトラ内部の経済格差が顕在化しており、野党の伸長により今後のブミプトラ政策の方向性に大きな影響を与えることになろう。ただ野党間での政策合意はなく、PASはイスラム国家を目指している。

表3 マレーシア・イスラム金融の発展過程

1963年	イスラム巡礼基金の設立
1983年	イスラム金融法 (Islamic Banking Act) の制定 マレーシア・イスラム銀行 (BIMD) 設立 政府投資法 (Government Investment Act) 制定 外資系金融機関が第1号スクークを起債
1984年	タカフル法を制定し、マレーシア・タカフル社を設立
1990年	BIMD をクアラルンプール株式市場に上場
1992年	BNM, イスラム金融スキーム (SPM) を導入
1993年	二重窓口システム (イスラム口座と一般口座) を導入
1994年	イスラム銀行間通貨市場 (IIBMM) を開設
1996年	イスラム金融の財務公開を開始
1996年	BNM, イスラム金融・保険のシャリーア・アドヴァイザリー・会議 (Shariah Advisory Council for Islamic and Takaful (SAC) を開設
1999年	マレーシア・ムアマラ銀行 (BMMB) を設立
2001年	金融マスター・プランと資本市場マスター・プランを発表 IDB との協力でイスラム金融サービス局 (Islamic Financial Services Board, IFSB) 本部をマレーシアに設置
2002年	マレーシア政府、スクーク国債 (sovereign sukuk) 6億ドルを起債
2003年	イスラム金融の自由化 (SPM) を発表
2006年	マレーシア国際イスラム金融センター (MIIFC) 構想を発表 イスラム金融教育国際センター (INCEIF) に修士課程を開設
2007年	INCEIF, 博士課程を開設

出所：筆者作成。

意味でイスラム金融は非常に新しい現代的概念である。この概念の基本はハラム（禁じる，表1-2参照）にある。

イスラム金融の萌芽は1963年イスラムの5行6信⁴³の1つであるメッカ巡礼（ハッジ）のための貯蓄銀行として設立されたイスラム巡礼基金 (Muslim Pilgrims Saving Corporation⁴⁴) であるタブン・ハッジ (Tabung Haji) である。ドバイ・イスラム銀行より10年前後早くイスラム金融が芽生えた。

マレーシアでイスラム金融が発展する契機となったのはマハティールが首相になった数年後の1983年にイスラム金融法が制定され、BIMBが設立されたことによる。加えてアジア通貨危機後イスラム金融の育成をうたった「金融資本マスター・プラン」によるところが大きい。

イスラム金融サービスは1993年にさらに拡大され、一般金融機関でイスラム窓口（口座）

⁴³イスラムの5行6信：5行①信仰の告白，②メッカ巡礼，③断食，④喜捨，⑤礼拝，6信①アッラー，②天使ガブリエル，③預言者ムハマッド，④啓典クルアーン，⑤来世，⑥運命。

⁴⁴同基金は Pilgrims Management and Fund Board すなわちタブン・ハッジに変更された。

の開設ができるようになり、非ムスリムにもイスラム金融機関が利用できるようになった。イスラム窓口利用者の大半が非ムスリムで占められていると伝えられる。

さらに 1994 年に短期仲介を目的としてイスラム銀行間通貨市場 (Islamic Inter-bank Money Market, IIBMM) が導入されるとともに、1996 年透明性を確保するためにイスラム銀行の財務公開が開始された。IIBMM はムダーラバベースによるムダーラバ・銀行間投資 (Mudharabah Inter-bank Investments, MII) をベースとしている。MII の投資期間は 12 ヶ月とし、収益は利益シェアリング (profit sharing, PS) による。アジア通貨危機後の金融機関再編成の過程で、1999 年同国で 2 番目のイスラム銀行としてバンク・ムラマラ・マレーシア (Bank Muamalat Malaysia Bhd, BMMB) がブミプトラ銀行 (Bank Bumiputra Malaysia Bhd, BBMB) と商業銀行 (Bank of Commerce (M) Bhd, BOCB) の合併にともないスピン・オフしたことにより設立された。これにより 2008 年現在イスラム金融法の下マレーシアにイスラム銀行は 11 行あり、またマレーシア・イスラム・スキーム (Skim Perbankan Islam⁴⁵, SPM) の下 8 行がイスラム金融サービスに従事している。

(2) マレーシア政府債の起債

マレーシア政府はイスラム金融市場を育成するため 1983 年に政府投資法 (Government Investment Act, GIA) による政府イスラム債券 (Government Investment Issues, GII) を発行し、無利子で起債 (non-interest bearing certificate) を行い、政府主導によりイスラム金融市場の整備を進めている。GII はクアド・ハサンとも呼ばれ、イスラム法に依拠した慈善融資契約形態をとり起債されたものであり、契約上、投資家が政府が行う慈善事業プロジェクトに対して投資を実施する形態をとる。

GII は金融機関などが購入し、資金は政府の国益にかなった開発プロジェクトに使われる。政府は GII の満期に、資金提供者に投資資金 (原資) を返却し、原資に見合った報酬 (リターン) を政府の裁量のもとで支払う。すなわち PS を基にした前述のムダーハバ形態によるスクークである。2001 年 GII が再び起債され、同国のイスラム金融市場整備・発展の原動力となっている。

2001 年には政府が競争的購入価格を提示し、これに参加した金融機関が GII を購入すると政府は名目価格に等しい価格で GII を購入した金融機関から買い戻し、その決済は GII の満期ないし特定約定日に行われる。この売買価格の差額が GII 購入者の利子相当分をあらわし、購入価格は政府により保証される。

GII にみるようにマレーシアのイスラム金融とりわけスクークの発展は政府によるサポート

⁴⁵ 英語表記では Islamic Banking Scheme。

表4 マレーシア金融機関の推移

単位：行数

	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
イスラム銀行	1	2	2	2	2	2	2	6	9
商業銀行	25	23	21	14	14	13	13	11	8
金融会社	18	16	14	10	10	7	3	1	0
商業銀行	5	5	5	5	3	4	4	4	4
手形割引	—	7	7	7	7	7	7	7	6

注) 2006年のみ上半期

出所：BNM, *Key Statistics* www.bnm.gov.my ホームページから作成

によるところが大きい。多様な所有形態を認めるイスラム経済におけるイスラム金融は常に政府による支援を前提として成り立っている。

グラミン銀行で考察したようにイスラムによる社会保証の原則(相互扶助)はウンマにおいて不可欠であり、イスラム社会における個人の生活を完全に保障する義務が政府にあることをクルアーンが教えている。

2001年にマレーシア政府は「金融市場マスター・プラン(Financial Sector Master Plan)」を発表した。その第5章イスラム銀行・保険において、2010年までに銀行部門のイスラム金融資産を、全金融資産の20%とすると明記した。また証券委員会(Securities Commission, SI)による「資本市場マスター・プラン(Capital Market Master Plan)」における6つの基本戦略の1つとして、同国を国際的なイスラム資本市場センターに育てると謳っている。この計画に沿ってマレーシア政府は中東のバーレーンとともに、同国をアジアの国際的なイスラム金融市場に押し上げる努力を行っている。こうした努力は2006年のマレーシア国際イスラム金融センター(Malaysia International Islamic Finance Center, MIIFC)構想につながった。

現在マレーシアのイスラム金融資産は約340億ドル、同市場の13%を占め、イスラム会社債は360億ドル(社債発行シェア48%)を占める。2007年初めにおける世界で発行されるスーク発行額は470億ドルであり、その内67%がマレーシアで発行されている。さらに大きな特徴として中小企業(small and medium enterprises, SMEs)育成のためにイスラム金融が積極的に活用されている。同国では2001-2006年の間にイスラム金融は34.1%増加し、SMEsへの貸付シェアは2000年2.4%(17億リング)から2006年9.6%(100億リング)に拡大している(BNM 2007年5月14日)。

また2003年バンク・ネガラは「イスラム金融の自由化」構想を発表し、外国銀行にもイスラム銀行ライセンスを発給(当時の発表では3行まで)することを明らかにした。現在、クウェートのファイナンス・ハウス、サウジアラビアのアル・ラジ・グループ、アジアン・ファイナンス銀行(カタール)の3行が外資系イスラム銀行として同国でイスラム金融サービス

を行っている。この他 2007 年に非イスラム国の金融機関である英国 HSBC バンクに対して、イスラム銀行専門子会社設立を許可した。2008 年初めユニコーン・インベストメント・バンク (バーレーン) がユニコーン・インターナショナル・イスラミック・バンク・マレーシアを設立した。

マレーシアにおけるイスラム金融機関の発展はマレーシアらしく閉鎖的ではなく、イスラム国、非イスラム国を問わず外資に対して 100%開放しているとともに、一般銀行にもイスラム窓口と普通窓口を併設することを許可し、利用者の利便性を高め、排他的でないところに大きな特徴がある。また 1993 年以来イスラム窓口を開設しているマレーシア最大の一般銀行であるメイ・バンク (May Bank) が 2008 年 1 月にメイ・バンク・イスラミック (May Bank Islamic) を資本金 230 億リングで設立⁴⁶した。同行はイスラム金融機関であり、外貨建て金融、投資や資産運用などを取り扱う。

8. イスラム金融発展の背景と課題

マレーシアでイスラム金融が発展している要因として次の 3 点が指摘できよう。第 1 に 1960 年代初めにタブン・ハッジが設立されたように、マレー人ムスリムの敬虔な宗教心が、世俗 (一般)銀行がとる利子に対する敬遠と嫌悪感が指摘できる⁴⁷。倫理を欠いたマネーゲームが原則である資本主義経済の持つ拝金主義への批判とも取れる。第 2 に 1980 年のイラン・イスラム革命以来顕著になった国際的なイスラム回帰現象が指摘できる。特に 1989 年の東西冷戦構造崩壊後この回帰現象が著しい。マレーシアでは同革命後スカーフ (トドン) をかぶる女性が増加し、現在では 10 人中 8 人前後のマレー人女性がトドンをかぶっている。マレー人女性のマレー伝統衣装への回帰はイスラム文化とマレー文化主張との融合⁴⁸でもある。第 3 にマハティール前首相の下マレーシア式開発独裁を推し進める際マレー人の求心力と支持を得るため、ブミプトラ概念とイスラムが利用されたことである。1980 年代積極的にモスクの建設が行われ、マレー文化=イスラム化の図式が形成され、イスラムがマレーシア社会の前面に現れ、これがブミプトラ政策を支えることになった。更迭されたアンワール前副首相はイスラム青年同盟議長であった。また新経済政策 (New Economic Policy, NEP) を開始した 1970 年代初めの一時期、現在野党であり、イスラム原理主義を掲げる汎イスラム政党 (PAS) をバリサン・ナショナル (Barisan Nasional, 与党国民統一戦線) の一員として抱え込んだよ

⁴⁶ 日本経済新聞 2007 年 12 月 29 日付け。同行は当初 12 営業拠点で営業を開始する。

⁴⁷ 筆者がマレーシア勤務時、マレー人のメッカ巡礼者をハッジャーと呼び、マレー人社会では特別な尊敬を集めていた。

⁴⁸ マレーシアの憲法にマレー人の要件として①イスラムであること、②マレー語を話すこと、③マレー文化 (アダット) を理解することとしており、マレー文化=イスラムととらえても良い。

うに同政策は常にイスラムにより支えられていたといえよう。

しかしイスラム金融発展を牽引するマレーシアにもアキレス腱がある。即ち年率15%から20%で成長するイスラム金融を取り扱う専門家が不足していることである⁴⁹。2006年バンク・ネガラは国際イスラム金融センター(International Center for Education in Islamic Finance, INCEIF)を設立し、イスラム金融に関する修士課程を開設したのに続き、2008年からより専門的な人材を養成するため博士課程を開設⁵⁰した。イスラム金融を取り扱う人材不足はマレーシアにとどまらず、国際的にも不足しており、イスラム金融に従事する人材育成が愁眉の急となっている。

マレーシアのイスラム化で特筆することはブミプトラ政策とイスラム化が密接な関係を有していることが指摘できる。マレーシアはASEANの先進国としてももう少しで欧米諸国並みの先進国入りに手が届くまでに発展したが、先進国に押し上げるための大きな障害はブミプトラ政策である。同政策は1990年代に入り、各分野において弾力的な運営が行われるようになっていたが、ブミプトラ資本所有比率30%原則は1990年代にガイドラインとして一時棚上げされたが、その後、現在に至るまで経済面における同政策のシンボルとして掲げられ、廃止される兆候はみられない。

マレーシアにとって民族融和を掲げ「国らしく」するためには、いつ、どの段階でブミプトラ政策を「安楽死」させるかにある。しかし、ブミプトラ政策世代は既得権を暗黙裡のうちに主張しており、廃止の見通しが立たない⁵¹。またマレー人社会の経済格差とともにブミプトラ・マイノリティ⁵²問題を解決しなければいけない。イスラム化が進む中マレーシア経済は現在調整過程にある。

ブミプトラ政策がマレー文化を基礎としたイスラムと関係する限り、イスラム化の流れの中でブミプトラ政策がイスラムに埋没する可能性を持っている。マレー人の中にはトルコと同様に世俗的「イスラム国家」に向けた流れができてつつある。その顕著動きが金融部門のイスラム化であり、統一マレー人国民組織(UMNO)はイスラム原理主義政党である汎イスラム政党(PAS)と異なる方法で取り組んでいる。

イスラムでは多様な所有形態を認める私的所有制度を前提としながらソーシャル・ネット・

⁴⁹ バンク・ネガラのシャリーア・アドバイザー会議議長であるアブドラ教授(マレーシア国民大学, UKM)とのヒヤリングによる(2007年9月実施)。

⁵⁰ マレーシア人14人、スーダン、インドネシア、バーレーンなど合計20人で博士課程を開始し、博士号を授与する。

⁵¹ マレーシア政府の意図に反して、マレー人の中には、自分達のライフスタイル、行動様式と異なるグループを「another Malaysia」と呼ぶように、マレーシア国民を創造するまでには至ってない。

⁵² ブミプトラ(土地の子)はマレー人と先住少数民族で構成されており、後者をブミプトラ・マイノリティと呼ぶ。

ワーク（社会的相互扶助）を採用することにより、弱者救済はクルアーンの教えにかなったことである。残された問題はマレー人、中国人、インド人の3民族間の経済格差を経済発展の過程で吸収し、いかに「国家らしく」するかであり、その政治的力量がマレー人に問われている⁵³。

最後にマレーシアのイスラム化は国際経済にとって脅威とはならない。UMNOは「イスラム国家」建設を標榜していない。曖昧としている。イスラム経済は多様な私有制（私有的、公共的、社会的、集团的、社会主義的、国家的所有形態など）を前提とした市場経済を是認し、金融商品の多様化を促進している。戦後アラブ民族主義の高揚とアラブ社会主義運動の中で、飛び跳ねた暴力至上主義グループと社会主義が結びつかないように、宗教活動であるイスラムと政治的な活動であるイスラム原理主義が結びついた、経済のイスラム化はテロ活動とはまったく異質なものであることを理解する必要があるだろう。

おわりに

国際的なイスラム化の波はイスラム諸国の経済活動まで影響を与え始め、国際金融の場でイスラム金融市場は大きく成長していく過程にあり、国際経済活動でその重要性を増している。英国ではオリンピック開催のための資金源としてイスラム債券を活用する動きがみられる。

マレーシアがイスラム国際金融市場のハブを目指すような華々しさがある一方、イスラム金融経済の一種であるグラミン銀行にはこうした華々しさはないが、バングラデシュの農村の貧困に目を向け、貧困層の全体の所得向上のみならず、社会的弱者である女性の自立とその能力開発で大きく貢献しており、その活動に新鮮さを感じるものがある。

またサウジアラビアなどの中東産油国では石油収入により、手厚い経済的保護があり、貧困が社会的な問題とはならない。逆に手厚い経済的保護による若年層の労働意欲をそいでおり、貧困よりこうした社会問題が深刻である。サウジアラビア版 NEET（教育にも、雇用にも、職業訓練にもついていない若者、not education, employment or training）⁵⁴ 問題である。

東アジアの経済発展に目が奪われがちであるが、南アジアやアフリカなどと先進国との経済発展格差は南北問題が顕在化した1960年代以上にその格差を拡大しているにもかかわらず、

⁵³ 2007年11月25日英国植民地時代の賠償請求を掲げインド系住民による1万人規模のデモが発生した。マレーシア政府は12月13日国内治安法により5人の「ヒンズー権利行動隊」の指導者を逮捕しており、プミトラ政策に対する不満は根強い。

⁵⁴ 教育、雇用や職業訓練にもついてない青年を意味する。NEET問題は英国に始まり日本を含めて大きな社会問題となっている。

国際的に貧困問題が忘れ去られているのが現状である。こうした状況下で貧困層、とりわけ女性の社会的地位の向上に従事するグラミン銀行の活動はイスラム経済活動として貧困問題を解決する一方法を提供している。

東アジアでは日系企業などの進出により、働く機会を得た ASEAN 諸国の女性の社会進出には目覚ましい⁵⁵ものがある。確かに ASEAN の先進国マレーシアやタイでは物質的に豊かになったし、女性の高等教育機関への進学率が高まっている。しかし一歩現地社会の中に踏み込めば本当に女性の地位が向上しているのか、まだまだ疑問の残るところである。

発展途上国の経済開発問題でジェンダー問題の解決は最重要課題の一つであり、バングラデシュのマイクロ・ファイナンスの成功にはイスラムが大きく関係していることは間違いなく、制度として連帯責任と利息をとることに違和感があることは確かであるが、グラミン銀行の活動は国連が提唱するミレニアム開発目標に合致している活動といえよう。

また植民地から独立国となるためアラブの統一を掲げた民族主義とアラブ社会主義の概念が戦後生まれであった⁵⁶ように、無利子を軸としたイスラム金融経済は戦後生まれの新しい概念であり、国際的なイスラム回帰現象が進む中で生まれたものであり、利子を当然と考える現在の市場経済に対し、利子を利子としてとらえない新しい概念の金融形態といえる。それは7世紀のイスラム社会経済への回帰現象ではなく、経済発展途上にある現代のイスラム社会に適合するためのイスラム金融経済化の動きととらえるべきものであろう。そしてイスラム金融が現在以上に国際化するためにはイスラム諸国のシャリーア解釈の統一と同金融に従事可能な人材の育成が急務となっている。イスラム金融は現在人材不足に陥っている⁵⁷。

さらに ASEAN の先進国マレーシアがイスラム金融のセンターとなろうとしているのはマレー人優遇政策をイスラム経済にシフトする動きと大きな関係を持っており、マハティール前首相のマレーシア経済のイスラム化の仕上げともいえよう。2020年の先進国入りを目指してサポーティング・インダストリー (supporting industries, 裾野産業) としての SMEs を育成するため、イスラム金融の積極的な活用を進めている。同時にマレーシアのアキレス腱でもあるブミプトラ・マイノリティとマレー人社会の経済格差を解消するため、ムスリムであるマレー人資金を活用したマイクロ・ファイナンスは貧困を削減し、格差を縮めるうえで有効に作用することになろう。

いずれにしろイスラム金融経済は複雑化した資本主義金融の応用形態であり、いかにして利子としてではなく、価値増殖分をシャリーア法に基づきそれをイスラム的に手に入れるか

⁵⁵ 詳しくは拙稿、「東アジアの経済発展を支える女性の社会進出」『世界経済評論』2006年12月号参照。

⁵⁶ アラブ連盟は戦後イスラエルとの対峙のもとに組織された機関である。

⁵⁷ マレーシア・シャリーア・ボード議長と面談した際、イスラム金融が抱える課題は、人材不足であり、人材を早急に育成する必要性を強調していた。

にあり、資本主義金融の仕組みを多様化、高度化するものと考えられる。イスラム金融をイスラム回帰に焦点を合わせ過ぎればかつてのマルクス主義（宗教）が陥った過ちを繰り返すことになる。イスラム金融の台頭はイスラムに従順であろうとする素朴な、宗教的な動きであるとともに、マレーシアなどはイスラム金融を梃に経済開発のための資金をどのように調達するか、また経済構造の高度化、高付加価値化を図るために活用しようとする極めて現実的な動きであることを理解する必要がある⁵⁸。

イスラムの教えはモスレムの相互扶助、自由、平等、博愛思想にあることを忘れて、イスラム金融を資本主義金融の応用形態として機械的にとらえると、イスラム＝イスラム原理主義＝テロをイメージする誤解と偏見に陥る可能性を持っている。

〈経済の宗教化〉

最後に経済のグローバル化＝市場経済化は「資本主義の弊害と社会主義の幻想」により進展した。社会主義の下では人間の尊厳が否定され、人間が人間として生きていく権利を失うことを我々は歴史から学んだ。イスラム金融経済は「社会主義の弊害と資本主義の幻滅」の中で生まれ、資本主義と社会主義イデオロギーで解決できない「資本主義の暴走」の中で台頭した。

人間は生まれながらに欲望（寡欲と均分欲）そのものを持っており、その欲望が市場を動かし、経済を動かしている。イスラム金融経済の台頭は経済生活が道徳（宗教）生活に従属する必要性を示唆しているようにみえる。今後、宗教活動が経済活動に大きな影響を与えることは確かである。キリスト教、仏教と並びマルクス（主義）宗教も選択肢の一つであるが、「社会主義の幻想と弊害」を克服する力は現状ではない。

イスラム金融経済が「市場の暴走」に歯止めをかけ「社会主義の弊害」を止揚し、自由と民主が同時に成り立つ市民的自由を最大限に享受できる新たな経済思想を生み出す契機となるのか、ただ一時的にイスラムをまとったオイル・マネーの利用・活用形態にとどまるのか、新たな実験は始まったばかりである。

注

- (1) 本稿は主に 2007 年に実施した現地調査によるところが大きく、Bank Negara Malaysia Syariah Board 議長、マレーシア国民大学（UKM）イスラム金融研究グループや Bank Islam Malaysia Bhd（BIMB）などからの聞き取り調査及び提供された資料の分析・考察をベースとしたものである。この場をかりてこ

⁵⁸ マレーシアの経済発展は 1980 年代の日本企業による直接投資による「日本効果」によるところが大きい。21 世紀にはいり、国際経済における日本経済の存在感の薄れにより、日本頼みにあまり期待できなくなった現在、マレーシアは経済開発のための新しい資金源としてイスラム金融に注目している。

うした機会を提供してくれた UKM 教授 Dr. Madeline Berma と調査・研究に協力していただいた方々に感謝の意を明記する。

- (2) 本稿は第 67 回日本国際経済学会全国大会(2008 年 10 月 11 日, 12 日開催, 於: 兵庫県立大学)の国際政治経済学 2 部門第 12 分科会(10 月 12 日)で発表する論文であり, 配布資料である。

参考文献

1. ミハエル・ロダンソン(山内訳):『イスラームと資本主義』岩波書店 1978 年
2. 山中一郎:「イスラーム諸国の経済のイスラーム化」『世界経済評論』1982 年 10 月
3. 石田 進:「イスラームの無利子金融の理論と実際」『人々のイスラーム その学際研究』日本放送協会 1987 年
4. ムハンマド・バーキルツ・サドル(黒田訳):『イスラーム経済論』未知谷 1993 年
5. 坪井ひろみ:「グラミン銀行における借り手集団の相互信頼の関係」『アジア経済』アジア経済研究所 2002 年 9 月 15 日
6. 同 上:『グラミン銀行を知っていますか』東洋経済新報社 2006 年
7. ニコラス・P・サリバン(東方他訳):『グラミホンという奇跡』英治出版 2007 年
8. 眞田芳憲:『イスラーム法の精神』中央大学出版部 2000 年
9. 加藤 博:「イスラームと開発」『国際協力研究』国際協力銀行 Vo.18 No. (通算 35 号) 2002 年 4 月
10. 同 上:『イスラーム世界の経済史』NTT 出版 2005 年
11. 井筒(訳):『コーラン 上 中 下』岩波文庫
12. 井筒俊彦:『イスラーム文化』岩波文庫 2006 年
13. 大川玲子:『聖典「クルアーン」の思想』講談社新書 2004 年
14. マックス・ウェーバー(大塚他訳):『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神 上 下』岩波文庫 1973 年
15. 同 上(内田訳):『古代ユダヤ教入門 上 中 下』岩波文庫 2004 年
16. 前嶋信次:『イスラームの世界』河出書房新社 2004 年
17. 保坂俊司:『宗教の経済思想』光文社新書 2006 年
18. 糠谷英輝:『拡大するイスラーム金融』蒼天社出版 2007 年
19. 吉田悦章:『イスラーム金融入門』東洋経済出版社 2007 年
20. 前田匡史:『詳解イスラーム金融』亜紀書房 2008 年
21. 三木敏夫:『ASEAN 先進経済論序説—マレーシア先進国への道』現代図書 2005
22. 同 上:「イスラーム銀行とグラミン銀行(その 1)」『アジア研究所所報』亜細亜大学アジア研究所 第 127 号 2007 年 7 月 10 日
23. 同 上:「イスラーム銀行とグラミン銀行(その 2)」『アジア研究所所報』亜細亜大学アジア研究所 第 128 号 2007 年 12 月 15 日
24. 同 上:「イスラーム金融経済とマイクロ・ファイナンス 上」『世界経済評論』世界経済研究会 2007 年 11 月号
25. 同 上:「イスラーム金融経済とマイクロ・ファイナンス 下」『世界経済評論』世界経済研究会 2007 年 12 月号
26. 同 上:「マレーシアのイスラーム金融経済化」『アジア研究所所報』亜細亜大学アジア研究所 第 130 号 2008 年 4 月 10 日
27. 同 上:「イラン経済再建の道のり——バニサドル大統領の経済政策」『月刊海外市場』日本貿易振興会(ジェトロ) 1980 年 6 月号
28. 同 上:「ブミプトラ・マイノリティ」『アジア研究所所報』亜細亜大学アジア研究所 第 129 号 2007 年 12 月 15 日号

29. Shaikh Saalih bin Fawzaan Al-Fawzaan, *Forbidden Business Transactions*, Al-Manhaj E-Books (A Transcribed Lecture of Shaikh Saalih bin Fawzaan Al-Fawzaan (BIMD から入手)
30. Ibrahim Warde, *Islamic Finance in the Global Economy*, Edinburgh University Press 2000
31. Timur Kuran, *Islam & Mammon-The Economic Predicaments of Islamism*, Princeton University Press 2004
32. Bank Islam Malaysia Bhd., *Islamic Securities*, Kota Kinabalu, Sabah 2006年5月11日に開催されたセミナー配布資料
33. Bank Negara Malaysia (BNM) のホーム・ページ (www.bnm.gov.my) 掲載のサーキュラーやプレス発表など。
34. Security Commission のホーム・ページ (www.sc.com.my)。
35. Legal Research Board: *Islamic Banking Act 1983 (Act 27)*, International Law Book Services KL 2001

(みき としお 開発経済論)

(2008年5月26日受理)